（日本学生支援機構）支給額算定基準額判定ツールより

2026.09

【簡易判定例】

Ⅰ．基本情報

対象の年度（西暦４桁）	2026
区分	大学等予約採用
生計維持者の数	２人

※申請する（申請した）年度

所得課税証明書等の税情報を基に、「合計所得金額」、「扶養控除情報」等の項目を入力すると、下段に「支給額算定基準額」が表示されます。

Ⅱ．地方税情報

項番	項目		生計維持者１	生計維持者２	申込者本人
1.(1)① 2.(1)①	合計所得金額（円）		2,760,000	950,000	0
1.(1)②	本人該当区分	控除対象障害者	非該当	非該当	非該当
1.(1)③		控除対象寡婦・ひとり親	非該当	非該当	非該当
1.(1)④	生年月日		1970/5/1	1972/10/10	2004/7/1
1.(1)⑤	2022年1月1日時点の生活保護法の生活扶助の受給		受給していない	受給していない	受給していない
2.(1)②	繰越控除額（円）				
2.(1)④	配偶者控除等		非該当	非該当	非該当
2.(1)⑤	扶養控除情報	一般（人）	1		
2.(1)⑥		特定（人）			
2.(1)⑦		老人（人）			
2.(1)⑧	16歳未満扶養親族（人）				
3.(1)①	課税所得額（課税標準額）（円）		1,280,000	350,000	
3.(1)②	市町村民税調整控除額（円）		1,500	1,500	
3.(1)③	市町村民税調整額（円）				
3.(1)④	市町村民税の課税者		政令指定都市でない	政令指定都市でない	政令指定都市でない
1.(2)	地方税法第第295条第1項第2号の非課税の基準		0	0	0
2.(1)③	総所得金額等（円）		2,760,000	950,000	0
2.(1)⑨	扶養親族の数（人）		1	0	0
2.(2)	地方税法附則第3条の3第4項の非課税限度（円）		1,120,000	450,000	450,000
3.(2)	支給額算定基準額（円）		75,300	19,500	0
4	世帯の支給額算定基準額（円）		94,800		
	支援区分		対象		

【4 世帯の支給額算定基準額（円）】
の**合計が100,000円未満の場合、**
とちぎ吾一奨学金の所得基準を満たしています。

例　75,300 + 19,500 + 0 ＝ 94,800